

## 小 鴨 少 年 野 球 ク ラ ブ チ ー ム 規 約

- 第1条（目的） この規約は、小鴨少年野球クラブ部員数減少でチーム編成が困難になった事で発生する様々な問題点をOB関係者主体の活動によって再生する事を目的とする。
- 第2条（名称） チームは事務局（代表）を置き名称は小鴨少年野球クラブとする。
- 第3条（事業） このチームは、1条の目的を達するため、関係機関等と連携を密にし、次の事を行う。  
 (1) 小鴨少年野球クラブの活動に必要な施設・設備及び援助協力。  
 (2) 活動中における傷害及び事故等の解決  
 (3) その他、このチームの目的を達成するために必要なこと。
- 第4条（組織） このチームは、事務局と指導者を主体に小学生（部員）及びその保護者（保護者会）等により組織する。
- 第5条（役員） 1. このチームに役員を置く。  
 (1) チーム代表（事務局）1名 ※所在地を代表宅に置く。  
 (2) 保護者会長 1名  
 (3) 保護者副会長 1名  
 (4) 会計（兼任可能）1名  
 (5) 監査（兼任可能）若干名  
 (6) 保護者（※指導者、役員以外の保護者を指す）  
 (7) 顧問（相談役）若干名
- （指導者） 2. このチームに指導者を置く。  
 (1) 監督 1名 (2) コーチ 3～8名程度  
 (3) 記録 1名以上※コーチ兼任可
- 第6条（職務）（役員）
1. チーム代表はOBから選出。事務局とし役員と連携し会務を総括する。
  2. 保護者会長はチーム代表を補佐し、不在時はその職務を代理する。
  3. 保護者副会長は保護者会長を補佐し、不在時はその職務を代理する。
  4. 会計はこのチームの部費を管理し、会計事務をつかさどる。
  5. 監査は決算前に会計監査を行う。（役員等兼任可能。但し会計以外とする）
  6. 保護者は役員と連携し、部活動の全般サポートや試合運営（運営全般や応援等）を行う。
  7. 顧問は必要に応じOBから選出。部の相談役とする。
- （指導者）
1. 監督はチームを指揮し、指導者及びチーム代表（事務局）と連携を図る。
  2. コーチ・記録は監督と連携を図り、職務（部員指導）を遂行する。

## 第7条 (行事計画)

1. 行事計画は指導者（監督・コーチ）及び代表（事務局）で指導者規約に沿って協議し予定開示を行う。
2. 平日の練習は必要に応じ小鴨各施設や他のクラブの状況を踏まえながら計画する。  
土日祝日練習は小鴨各施設や他のクラブの状況を踏まえ試合日以外で計画し実施する。
3. 試合や練習試合等は突発的発生するが、迅速対応を行う。（周知及び実施の対応）
4. 計画後の変更は出欠管理（伝助）やメール等を運用し最新情報の周知を図る。
5. チーム全員（部員、指導者、役員、保護者）は伝助を運用し当日2日前までに  
出欠入力 of 徹底及び出欠管理を図る。
6. 伝助入力、出席予定を試合前日～当日間に欠席へ変更する場合、監督・代表（事務局）  
のいずれかに必ず連絡（電話・メール・LINE等）を行う。

## 第8条 (会議)

1. 会議は役員会・指導者会・総会とする。
2. 役員会は必要時に代表が招集し実施する。
3. 指導者会は指導者規約に沿って実施する。
4. 総会は年度末（11月後半）と6月頃の年2回と必要に応じて何れも代表が招集し実施。
5. 総会には原則、議長を選出する。
6. 総会は部員各家庭数を1とし、総家庭数の2分の1以上の出席で成立する。
7. 決議は出席者の2分の1以上で成立とするが、同票数の場合、議長票で決議を行う。

## 第9条 (会計)

1. 小鴨会計を開設する。※開設に必要な行政対応を行う。
2. 部員数減少の場合、会計は監督、監査は代表、保護者代表等が兼任する事が出来る。  
※但し会計と監査は同一人物であってはならないものとする。
3. チームの経費（道具・登録費等）は指導者会で協議。活動費等は役員で協議し会計から  
充てる。
4. 年度末時点での会計残金については、翌年へ繰越とする。
5. 想定外費用発生についてはその都度、話し合い（総会等）により決定する。
6. 年度の会計は11月30日現在で決算を行い12月1日までに総会報告を行う。  
※6月に中間報告（総会）を行う。

## 第10条 (期間)

チームの年度期間は毎年12月1日から翌年11月30日までとする。  
その後、1年単位（12月～翌年11月）の役員継続を総会にて決定とする。  
また、役員、指導者変更等も総会により承認とする。

## 第11条 (顧問など) この会に必要な応じ顧問を置くことができる。

※但し、候補は会長経験者、監督経験者、又はそれに準ずる者とする。

## 第12条 (活動費) このチーム会費（部費）を次の通りとする。

1. 部員（1年生4月～6年生11月）月会費⇒2,000円（R8.4月分より）
2. 準部員（1年生4月～2年生3月）※部員少数の為、一時廃止

3. 支払いは会計発行の集金袋で会計が請求及び集金を行う。(月払い、複数月払い、年払いを可能とする。)
4. 当月1日現在、在籍部員に支払い義務が発生。原則、当月末日までを期限とする。
5. 支払い期限から1ヶ月経過しても未納の場合、請求を行う。その後、更に1ヵ月間未納の場合、再請求を行い支払われなければ自動的に部を脱会とする。  
※休部扱いの部員は休部中の部費を免除。活動は支払いによって再開とする。
6. 6年生12月～3月の練習参加は任意とする。(会費不要)

第13条(寄付金) 全国大会等で資金の一部を部外からの寄付金で補填する場合は以下とする。

1. 保護者会会員(部員在籍保護者)全員で対応する。充てる費用対象は原則、部員と指導者及び、引率者等に掛かる旅費、交通費、宿泊費、施設使用費等とする。  
但し、費用対象者は最小人数になる様、総会にて協議を行う。
2. 寄付金総金額設定は旅費総額の概算見積書から割り出す。  
※出来る限り個人負担を抑える様、合同会計からの支出も検討する。
3. 寄付金集めの対象者は保護者会(部員在籍保護者)とし在籍部員数に関係なく各家庭を1として設定総金額÷家庭数総数=各家庭最低寄付金設定額とする。
4. 保護者会は趣意書、芳名帳、領収書を制作し寄付金集めに運用する。
5. 各家庭で設定額未到達の場合、原則不足分は自己負担とする。
6. その他、記載が無い案件については総会を開催し協議にて決定する。

その他

1. クラブ員の輸送中の事故については、運転者及び本会の役員は一切責任を負わない。
2. チームのユニホームは原則、小鴨のユニホームを使用する。
3. 提出期限や連絡回答期限については部全員が遅延の無い様に徹底する。
4. 原則、学校や地域行事は優先的に参加してから部活動を行う。
5. 部員の送迎については部や個々で協議を行い効率的に進める。
6. 新入部員は入部届が受理され、スポーツ保険の加入によって権利の取得とする。  
※この場合の加入料は会計から支払う。
7. 体験入部は原則、スポーツ保険加入後の実行が望ましい。費用は対象者の自己負担とし加入判断は対象者の任意とする。但し未加入中の事故等については自己責任とする。  
また、上記について説明を行い対象者の承諾を得るものとする。
8. この会則に定めのない事項については、役員会等で起案し総会で決定する。

附 則

この会則は、平成27年12月1日から施行する。設立年月日 平成27年12月1日  
平成27年12月1日 初版  
平成28年12月1日 年度更新による改訂  
平成29年6月18日 新入部員増員による細部の追加改訂  
平成29年11月27日 年度更新及び指導者規定制定による改訂  
平成30年11月22日 年度更新及び細部の追加改訂  
令和元年11月25日 年度更新及び細部の追加改訂  
令和2年11月25日 年度更新及び細部の追加改訂  
令和6年2月5日 小鴨単独及びOB主体組織改革による細部改訂  
令和6年12月1日 年度更新及び準部員一時廃止